

令和7年2月15日

食堂を利用する団体の皆様へ

コンパスグループジャパン株式会社
国立三瓶青少年交流の家 食堂
店長 川上直樹

国立三瓶青少年交流の家
所長 尾原敏則

食堂ビュッフェ食数及び弁当等数量の変更の際の取扱いについて

平素は、当所食堂を御利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、利用団体の皆様が食堂ビュッフェ食数や弁当等数量を変更される際、新たにキャンセル料を導入することとしたので、御案内いたします。

当所においては、皆様の事情を理解の上、食堂ビュッフェ食数や弁当等数量の変更について対応してまいりましたが、昨年度から利用直前での変更が多く発生しています。当所食堂としては、皆様から事前に連絡いただくことにより、食品ロスを防ぐとともに、サービス維持と安定的な運営に努めたいと考えています。

ついでには、食堂ビュッフェ、弁当等の予約後の変更について令和7年4月1日から下記のとおり取り扱うので、内容を御確認いただき、御理解と御協力をくださるようお願いいたします。

また、全ての食堂利用をキャンセルするときは、従来のご取扱いとします。

なお、天災等不測の事態による場合など利用団体に責任がない場合は、キャンセル料を徴収しない場合があります。

記

1 全ての食堂利用をキャンセルするとき（従来どおり）

利用日（利用初日）1週間前の17時までにキャンセルをお願いします。

上記までに連絡がないときは、「**予約いただいた食事等に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

2 食堂ビュッフェ食数及び弁当等数量を変更するとき（新規）

(1) 食堂ビュッフェ

利用日（利用初日）2日前の17時までに食数変更をお願いします。

上記以降の食数変更は、「**予約から減数した食事に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

(2) 弁当、特別食、野外炊飯、飲み物・軽食

利用日（利用初日）1週間の17時までに数量変更をお願いします。

上記以降の数量変更は、「**予約から減数した食事等に係る料金の30%**」をキャンセル料として徴収します。

3 支払について

当所食堂から発行した請求書により、現金又は銀行振込み（手数料振込者負担）で支払をお願いします。